

令和6年9月20日
東海村総務部財政経営課

建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の参入率・範囲の改定について

本村の建設コンサルタント業務に係る最低制限価格制度につきましては、業務における品質確保、ダンピング受注を未然に防止することを目的として、予定価格が130万円以上の業務を対象に、令和5年4月から導入していますが、さらなる建設コンサルタント業務における品質確保を目指し、下記のとおり制度の改正を行います。

関係各位におかれましては、下記事項にご留意の上、適宜ご対応くださるようお願いいたします。

記

改正の概要

○入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント業務を対象に、最低制限価格の諸経費の算入率を0.48から0.50（補償コンサルタント業務は0.45から0.50）へ引き上げ

○入札公告を行う設計業務、補償コンサルタント業務を対象に、最低制限価格の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

現行	改正後
最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額(1万円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、測量業務にあつては、その割合が10分の8.2を超える場合は10分の8.2とし、10分の6に満たない場合は10分の6とし、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係建設コンサルタント業務にあつては、その割合が <u>10分の8</u> を超える場合は <u>10分の8</u> とし、10分の6に満たない場合は10分の6とし、地質調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。	最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額(1万円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、測量業務にあつては、その割合が10分の8.2を超える場合は10分の8.2とし、10分の6に満たない場合は10分の6とし、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係建設コンサルタント業務にあつては、その割合が <u>10分の8.1</u> を超える場合は <u>10分の8.1</u> とし、10分の6に満たない場合は10分の6とし、地質調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。

<p>(1) 測量業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>	<p>(1) 測量業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 諸経費の額に 10分の5.0 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>
<p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 一般管理費等の額に 10分の4.8 を乗じて得た額(諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額)(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>	<p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 一般管理費等の額に 10分の5.0 を乗じて得た額(諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額)(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>
<p>(3) 補償関係建設コンサルタント 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 一般管理費の額に 10分の4.5 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>	<p>(3) 補償関係建設コンサルタント業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 一般管理費の額に 10分の5.0 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>
<p>(4) 地質調査 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>	<p>(4) 地質調査業務 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 エ 諸経費の額に 10分の5.0 を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)</p>
<p>(5) 前各号に掲げる業務以外の建設コンサルタント業務 予定価格の10分の6から 10分の8 の範囲内で適時定めた割合</p>	<p>(5) 前各号に掲げる業務以外の建設コンサルタント業務 予定価格の10分の6から 10分の8.1 の範囲内で適時定めた割合</p>

2 適用期日

本村発注の入札において、令和6年10月1日以降に発注する案件から適用します。